五い

木き

村ち



(役場)

良木町、相良村及び山江村、北西部は広く八代市に囲まれている。平方キロメートルの村で、県内市町村では最少人口である。東は水上村、南は多球磨郡の北部に位置する、人口一、二〇五(平成二二年国勢調査)、面積二五三

中である。

村全体が山岳地帯で、村内から村界にかけて標高一、○○メートル級の三方村全体が山岳地帯で、村内から村界にかけて標高一、○○メートル級の三方中である。

あり、茶や米、栗やしいたけなどが生産されている。産業は、山岳地帯のため林業が中心で、農業がこれに次ぎ、河川流域に耕地が

全般的には交通は不便である。どへはバスが運行されているが、村全体が山岳地帯であるため、幹線道路以外はどへはバスが運行されているが、村全体が山岳地帯であるため、幹線道路以外は交通面は、村の中央を国道四四五号が通っている。村役場所在地から人吉市な

大全体が自然の風物に富んでおり、この自然を探索する人も多い。このような 村全体が自然の風物に富んでおり、この自然を探索する人も多い。このような たかは、従来多くの人が国碑伝説、古文書などによって調査したにも関わらず詳たかは、従来多くの人が国碑伝説、古文書などによって調査したにも関わらず詳たかは、従来多くの人が国碑伝説、古文書などによって調査したにも関わらず詳たかは、従来多くの人が国碑伝説、古文書などによって調査したにも関わらず詳には、近本の名を全国的に有名にしたものの一つには「五木の子守唄」があり、このような 正律は哀調に満ちている。

村名の由来

が「五木」となったとも、五つの館によって統治されていたから「五城」とよば御器が流れてきたことにより発見された村であるから「御器」とよばれ、それ

に、 を は、「 五城」の文字があるが、それ以前は「 五木」となったという説もある。安政年間(一八五○年代)にこの地方に流布 「 五木」となったという説もある。安政年間(一八五○年代)にこの地方に流布 したと思われる五家荘の伝説の筆写本「五家土産寿永の落栗」には、「居付谷三○ したと思われる五家荘の伝説の筆写本「五家土産寿永の落栗」には、「居付谷三○ したと思われる五家荘の伝説の筆写本「五家土産寿永の落栗」には、「居付谷三○ したと思われる五家荘の伝説の筆写本「五家土産寿永の落栗」には、「居付谷三○ したと思われる五家荘の伝説の筆写本「五家土産寿永の落栗」には、「居付谷三○ は、「居付谷三○ は、「日付谷三○ は、「日付谷三○ は、「日付谷三○

一 平成の合併検討経緯

下球磨地域六市町村の合併パターンが示された。本地域については、平成一二年三月の県市町村合併推進要綱において、人吉・

村長にもその旨伝達している。 五木村執行部や議会においては、六市町村での合併検討の必要性は認識しつつ 五木村執行部や議会においては、六市町村での任意協議会には参加し、人吉市と相良 村は、平成一四年一二月、六市町村での任意協議会には参加し、人吉市と相良 村は、平成一四年一二月、六市町村での任意協議会には参加し、人吉市と相良 村長にもその旨伝達している。

検討の機運は終息してしまった。(第二編「人吉・球磨地域」記述参照)たが、相良村長が議会付議せず手続は終了し、結局そのまま五木村における合併をの後、村内で人吉市、相良村との法定協議会設置を求める住民発議も起こっ

四 昭和以前の合併検討経緯

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係村の沿革

町市 村制 兀 五. 木 浦 前• 村 四浦列村 明二三・ 市 匹• (全部事務組合 制 . 設置 町 村 制 後 現 在 ま 明 で 二九・ 兀 五. · 一 浦 木 解散 村

て五木に逃れ住みついた者もいるといわれている。て五木に逃れ住みついた者もいるといわれている。単に、八代の名和城に敗れし、五木山中に居住したといわれる。また、一説には、南北朝時代に九州に下っの戦に敗れてその残党が再興を図るため、人吉荘の代官矢瀬主馬祐を頼って亡命の戦に敗れてその残党が再興を図るため、人吉荘の代官矢瀬主馬祐を頼って亡命

四月、自治行政の一層の発展をはかるため、 行に際して、独立した戸長役場が置かれたが、一七年に四浦村と行政区域を同じ より人吉県となり、さらに、一一月には八代県となって区制が施行された。六年 置して今日に至っている。 五木村は、四浦村(現在の相良村四浦地区)と全部事務組合を設けたが、二九年 くすることとなって、四浦村列戸長役場が置かれた。二二年、町村制施行により、 第七小区となった。九年、白川県は熊本県と改称され、一二年の郡区町村編制施 五木組制度もしかれ、役所もあったものと思われる。村は、庄屋元が統治し、 明治二年(一八六九)、版籍奉還により人吉藩が置かれ、四年七月、廃藩置県に 元禄の頃(一六九〇年代)までに庄屋元、横目、山留役、 下手、三ケ浦、五人衆、十人浦の各部落を地頭がそれぞれ統治していた。 白川県に編入され、七年二月の大小区制の大改正で五木村は、 その組合を解散し、 宗門改役も任命され、 五木村役場を設 第一四大区 頭

町村合併促進法制定後の経緯

)れ、昔のままの行政区域をもって五木村として存続した。 昭和二八年一○月、町村合併促進法が施行されたが、本村は適用対象から除外